

行政常任委員会報告

平成 28 年 9 月 26 日
午前 10 時 30 分開議
5 階 委 員 会 室

◎日程

1 保健福祉課

(1) 市立診療所地下室浸水による非常用電気設備等の改修工事について

2 財務課

(1) 財政再生計画 10 月変更について

(2) 10 月補正予算について

◎出席委員（8 名）

大 山 修 二 君
高 間 澄 子 君
本 田 靖 人 君
小 林 尚 文 君
今 川 和 哉 君
熊 谷 桂 子 君
君 島 孝 夫 君
千 葉 勝 君

◎欠席委員（0 名）

【委員長挨拶】

(大山委員長)

ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は 8 名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、両理事、総務課長のほか、説明員として、関係の課長等が出席されております。

本日の委員会の進め方についてであります。市立診療所地下室浸水による設備等の改修工事に伴い、財政再生計画の変更が必要となったことから、初めに保健福祉課から報告を受け、続いて財務課から財政再生計画の変更と補正予算について報告を受けてまいります。2 課からの報告を受けた後、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのようにとり進めてよろ

しいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのようにとり進めてまいります。

【保健福祉課】

1. 市立診療所地下室浸水による非常用電気設備等の改修工事について

(大山委員長)

それでは、保健福祉課より報告を受けてまいります。

(保健福祉課長)

市立診療所地下室浸水による非常用電気設備等の改修工事について、ご報告申し上げます。

なお、本施設における安全性を確保するため、消防法等関係規定に基づく必要な改修を早急に実施する必要があるものでございます。

本件は、非常用設備にかかわるものであって、日常業務に影響はなく、引き続き外来診療、入院治療等を現在も継続しているものでございます。

経過についてでございますが、さきの台風 9 号、10 号、11 号等の影響による 8 月 20 日からの豪雨により、8 月 21 日に市立診療所地下室の下にある排水ピットがオーバーフローして、地下室が 80 センチ程度浸水したものでございます。

8 月 21 日に消防署の協力を得て、ポンプ車 1 台及び水中ポンプ 3 台を設置し、さらに、引き続き雨に備えるため、8 月 27 日まで水中ポンプ 3 台残したまま対応し、8 月 27 日まで強制排水を実施したところであります。その間、漏水による災害防止のため、浸水箇所に設置しておりました動力盤等に関して応急措置を実施し、非常用設備を停止したものでございます。

被害の状況につきましては、さらに電気設備を乾燥させた上で通電等の確認を行わなければならないことから、非常に日数を要したこと、最終的に被害の状況を確認でき 9 月 13 日に被害の報告があったものでございます。その間、再発の防止策として、排水ます等の洗浄の確認、さらには、排水槽からの揚水ポンプの ■■■■ を確認したところでございます。

損害額につきましては、非常用照明切りかえ盤、非常電源切りかえ盤など、約 2,180 万 5,000 円が見込まれるものでございます。

本件につきましては、財政再生計画の変更が必要となるものであり、今後、市議会にお諮りするものでございます。

【財務課】

1. 財政再生計画 10 月変更について
2. 10 月補正予算について

(大山委員長)

それでは続いて、財務課より報告を受けてまいります。

(財務課長)

財務課から、財政再生計画 10 月変更について及び 10 月補正予算について、資料に基づいて説明いたします。

まず、資料 1 ページをお開きください。

今回の財政再生計画変更の基本的な考え方として、次の 3 点が挙げられます。

まず、平成 28 年度第 3 次（9 月）変更以降に生じた新たな課題に対応するものである。

次に、診療所事業会計の計画変更後の歳入・歳出増減額は、約 2,300 万円となる。

そして、変更に伴い必要となる財源については、地方債を活用し対応するため、再生計画期間の変更はない。

以上の 3 点であります。

それでは、項目別の説明を行います。

今回の計画変更は、さきに保健福祉課より説明のあったとおり、診療所事業会計におけるものであります。診療所事業会計の歳出総額 2,280 万円、全て市立診療所施設災害復旧に要するものでございます。

8 月 20 日、21 日の豪雨により、市立診療所地下室が浸水し、非常用電気設備、動力盤等の機器の改修が必要となったことから、当該機器の復旧工事を実施するための経費を追加するものであります。

次に歳入であります。歳入総額 2,280 万円、全て診療所施設災害普及事業債として、市立診療所地下室浸水における普及工事に対して見込まれる地方債を追加するものであります。

なお、資料 1 の 2 は、9 月変更後の再生計画と今回の変更内容を比較して記載しておりますのでご参照ください。

以上で、計画変更の報告は終わりますが、現時点において計画変更の同意に向けて国及び北海道と調整中のため、今後、内容に変更が生じる可能性があることを申し添えます。

次に、資料 2、10 月補正予算についてでございます。

資料 2 の調書は、予算書のつくりとなっており、第 3 回臨時市議会に議案

として提出するものでありますが、さきに申したとおり、現時点において財政再生計画変更に向けて国及び道と調整を図っているものであり、まだ調整が未了につき、今後、内容に変更が生じる場合があることにご留意願います。

それでは、1 ページをお開きください。

1 ページ目、地方債については、診療所施設の災害復旧事業における財源に充てるため、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により、新規に起こすものであります。

次に 2 ページ目。診療所事業会計の事項別明細の補正でございますが、事項別明細については、財政再生計画変更において説明したとおり、台風による大雨被害があった診療所施設の修繕を行うものであります。

以上により、診療所事業会計の予算総額は、補正前 1 億 499 万円に補正額 2,280 万円を加え、1 億 2,779 万円となるものであります。

以上で、補正予算の説明を終わります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(保健福祉課長)

済みません。資料 1 の単位が間違っていますものですから、訂正願います。

これまでの経過の 8 月 20 日から 8 月 21 日までの括弧、一番下の段なのですが、8 月 20 日の雨量、101.5 平方メートル、また、ピーク時が 26 平方ミリメートルとなっていますが、これは両方とも雨量の単位、ミリメートルなものですから、エムの二つの単位です。

(大山委員長)

それでは、報告に対する質疑を受けてまいります。

(今川委員)

建物改修工事ということなのですが、こちら建物に保険などは掛けていなかったのでしょうか。

(保健福祉課長)

今、確かに保険等は加入しています。ただ、この建物については、火災保険等のジャンルなものですから、今回の災害が該当するかどうかについては今精査中でございます。

(今川委員)

ごく一般的な火災保険であれば、このような場合は間違いなく出ると思いますので、その結論が出るのはいつごろになるのでしょうか。

(保健福祉課長)

今、指定管理者のほうに急がせて確認している段階でございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

(今川委員)

通常、いつごろまでに結論が出るだとかということは、今のところはおわかりになっていないのでしょうかね。

(保健福祉課長)

この災害の被害の確定が遅かったものですから、その間、保険会社等の状況の確認までちょっと後手に回っているのが指定管理者の実態でございます。これについては、極力早目に対応するようにということで今後指導したいと思います。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(本田委員)

これまでの経過についての中で確認をさせていただきたいのですが、2番の8月21日から9月13日までの間、24日間になろうかと思うのですが、こちらに記載されているような対応をされてきたということなのですが、それぞれ何月何日にこれをされたといったことを確認したいのですが、よろしいでしょうか。

(保健福祉課長)

まず、基本的に排水作業、これが8月21日、これはポンプ車を導入して1日のみです。その後、水中ポンプ3台については、8月27日までそのまま置いて強制排水を行っております。それ以降、9月4日、5日ぐらいまで乾燥作業を行っているところでございます。それから、被害額が決定するまで8月13、14日までかかっております。

それぞれの項目については、あわせてこの期間行っているものですから、いつこれをやったということの把握まではしておりませんが、9月13日までにはこれらの作業を行ったということで報告がでございます。

(本田委員)

今、日程的な経過の確認をさせていただいたのですが、まず、及川課長がこの報告をお聞きになったのは何月何日ですか。

(保健福祉課長)

報告というよりも、この事件が発生した段階、8月21日、日曜日でしたか、この時点で診療所のほうから報告がありまして、電源盤の確認等に伺って現在まで。

(本田委員)

では、課長から市長もしくは理事への報告をされたのは同じタイミングでよろしかったでしょうか。

(保健福祉課長)

休日なものですから、電話等で確認し、その翌日、庁議の中で報告はさせていただきます。

(本田委員)

ありがとうございます。

日程のことに関連してお伺いしますと、これ、定例議会があったタイミングなのですね。行政常任委員会が8月30日に開催されていると。こちらの報告、もしくは、先ほど課長の説明によると、乾燥に時間がかかったと。それからでないとどれぐらいの被害状況かということも確定できないという事情があることはわかったのですが、明らかに大きな金額の修繕が必要だろうということが想定できたように思うのですが、まずその点はどうでしょうか。

(保健福祉課長)

災害が発生したときに被害の状況、これはもう当然、電気設備なので乾燥してからでないと確認ができないということについては、電気の保安関係の企業とも相談しながらできたところであります。ただ、その中で、その配電盤なり、そういうものが全部取りかえなのか、それとか、また、若干摩擦というか、抵抗はあるけれども、使用に堪えられるものか、それとも一部修正のみでいけるのか、そういうものが最終的にわかるのが9月13日の段階だったものですから、最初からこの2,200万円なり、そういう金額については、やはりちょっと想像するという点では難しかったかなと思っております。

(本田委員)

当然、当初の段階で被害額を確定、もしくは予測するのは難しかったかもしれませんが、事前に議会側にその点の情報共有をいただければ、会期の延長ですとか、議長の判断の中で、定例の中で、こちらの計画変更を伴うような点についても議論できたのかなというふうに感じているところなのですが、そこを定例の中でやったほうがいいなと、そのためにはどうしたらいいだろうかというようなお考えにはならなかったのかどうか、お伺いします。

(保健福祉課長)

この事件が起きたときに、事故が起きたときに、最優先に考えなければならぬのが、いかに早急に復旧するか、そのためにはどうしたらいいのか、それをまず最優先に考えてきております。ですから、そのために被害額がどのぐらいあって、それが計画の変更に必要なのかということは、それと同時に考えなければならないものだと思いますし、できれば、自分たちも定例議

会の中で会合するということについては、今後注意しながら、こういう事案が起きたときにはそういう視点を持ちながら、この事例に対処したいと思います。

(本田委員)

わかりました。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(今川委員)

今回修理するのは電気設備や壊れた配電盤などということなのですが、原因が排水ピットのオーバーフローということで、原因が取り除かれているのかどうかというのもまずわからない。今後、直したときの再発防止についてどのように考えているのかをお聞きします。

(保健福祉課長)

原因というか、そのきっかけとなったのが、なかなか過去に例のない台風が三つ北海道に上陸して、非常な豪雨があったと。予想外の豪雨があったことによって、一時的に排水ピットのほうに水が来てオーバーフローしたというものであります。

ですから、建物が破損したとか、そういう形ではないものですから、現状として対応できるのが、排水ピットから揚水した部分、揚水してどのように水の流れがしっかり確保できているのか、そういう部分での対応、そういうものをしっかりやって今後に備えておきます。

(今川委員)

こういった災害のときにこそ非常電源というのは必要だと思いますので、予想できなかったではなくて、今後も同じようなことがあったときに大丈夫なようにしておくのが当然ではないかなと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

(保健福祉課長)

今川委員のおっしゃるとおりで、災害については、万全を期してこれからも対応していきたいと思っております。いかんせん、この場合、市内各地でも道路の冠水等があり、非常な大雨、その中で市に対しての報告もある程度迅速に行われ、その対応もそれ以上、非常用電源、日常の診療に支障のない範囲での対応となっていることから、一定程度指定管理者のほうも対応してきたのではないかと思っておりますが、やはり今後こういうことがないような形で、指定管理者ともども、排水ピットの点検等をしっかりやりながら対応していきたいと思っております。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(熊谷委員)

今のこれからどうするかというお話なのですけれども、今、気象庁などからも、これから豪雨の災害が北海道でも本当にふえていくだろうという予想がされているところだと思います。

これは、地下室に非常用の電気設備があったということがやっぱり大きな要因だというふうに思うのですよね。これからも地下室に非常用の電気設備を置くのか、それとも、それを考え直して1階や2階と、そういったところに地下から上げるのか、そういったことはどのようにお考えですか。

(保健福祉課長)

基本的に今回の災害については、非常にまれな災害というふうに考えております。ただ、その中で必要な部分、非常用電力、非常用電源ですね、配電盤は下にあるのですけれども、非常用電力については、過去に地下から上に上げる工事もしております。現状については、配電盤等については、非常な金額がかかるのですけれども、これもまた移設する云々ということになると多額な費用がかかって、この建物の老朽化と比してそれが効率的かどうかというところを考えれば、まず現状復帰というところで考えております。

(熊谷委員)

今、移設には多額な費用というふうにおっしゃいましたが、幾らかかるのでしょうか。

(保健福祉課長)

既に移設している非常用電源のあれについて申し上げますと、移設して更新すれば1,700万円ほどかかっております。

(熊谷委員)

今の1,700万円というのは、今の金額に比べて、これだけ増すということですか。

(保健福祉課長)

この2,200万円というのは現状復帰の金額ですので、これを移設すると確かに多額な金額がかかるというのは間違いありません。ただ、1,700万円というのは非常電源を移設したときの費用ですので、これを全体的に移設することでは、災害復旧としては、金額的には今精査できているものではございません。

(熊谷委員)

改めてもう一度申し上げますけれども、気象庁が、これから豪雨の災害が北海道でもふえていくだろうと予測されているのはご存じですよ。それで

あれば、地下に置くことの危険性と多少、多少なのか、非常に大きな金額なのか、そこら辺が問題だと思うのですけれどもね、これから 10 年間最長使わなければならないということを考えたときに、ここは本当に考えどころではないかというふうに一応意見として申し上げておきます。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(小林委員)

一つ確認でお聞きしたいのですけれども、先ほど前例のないようなという降水量ですか、消防のほうにちょっとお聞きしたいのですけれども、この件は今回こういう中で水没したということなのだけでも、今までの経過、経緯から見て、消防のほうで押さえている部分で、今までの雨の量、この辺はこれに準じたような洪水があったりとか、そういう部分というのはあったかどうか、お聞きしたいのですけれども。

(消防次長)

過去、昭和 56 年に 56 災害と言われている大雨があったのですけれども、そのときで夕張市に降った雨というのは、2 日間雨量で 189 ミリだったと記憶しています。過去、3 時間雨量の最高が 98 ミリだったと記憶しています。

(小林委員)

わかりました。それで、これから聞きたいのは、日々、施設の管理する側について、市が持つべき管理のあり方、それから指定管理の方が日々どう言うような管理をされていて、例えばこういう部分でいうと、水がどの時点でたまってきているのか、覚知する方法なののですけれども、その部分というのはどういような方法で日々、例えば、雨が多く降ってきたときにはどういような対応をされていたのか、かわり方を通して管理されている方がどのような日々の管理をされているかという部分をちょっとお聞きしたいのですけれども。

(保健福祉課長)

誰がどの職場という部分では、今、詳細にお答えすることはできないのですけれども、ただ、こういう場合に備えての災害の避難計画等については、消防等に指定管理のほうから出しております。今回につきましても、こういう非常用設備が一時停止したことにつきましては、かわりの消防法に基づいて、復旧までの緊急的な消防計画等を消防のほうに届けながら対応しているというのが現状でございます。

(小林委員)

私聞いているのは、災害とかそれと同じように、人命にかかわらない部分だからいいのですけれども、本来こういうものというのは、それぞれ意見に

もあったように、緊急を要する場合がありますよね。そのときに、常に日々こういうときには、管理されている方がどういう対応をされているのかというのは当然把握していなければだめなことだなと思って今質問したのですよ。

(保健福祉課長)

対応については、その施設管理の中でしっかり計画を立てられているというのがまず第一かと思うのです。ただ、その部分については、指定管理者及び設置者、この間の連携が非常に大事でありまして、こういう事案が発生したときには、早急にこちらのほうに通知いただくということと、現場において状況を確認しながら対応する、そういう流れができています。

(小林委員)

指定管理との連携を密にということだと思うのですけれども、私どもも以前に同じ指定管理の中で、美術館が雪の重みで崩壊した経験もされていますよね。そのときにもそうですけれども、どのくらい降ったらこの施設が潰れるのか、どのくらい水がたまったら黄信号がともるのかというのは、常に日々の部分で出てくることかと思えますけれども、その辺は、把握されていないと、今後、先ほども迅速な対応という部分もあると思うのですけれども、その部分からいうと、やはり最初から 80 センチたまったわけではないと思うのですね。その部分が確認されていれば、初期の対応というのがもっとできるのではないかなと思った中で質問させていただいたのですけれども、その辺の把握もそれぞれ確認は、今の時点でされているかされていないか、お願いいたします。

(保健福祉課長)

雨量がどのくらいになったらこのぐらいの水がたまるかどうかという部分については、今、建物の基本上、そういう雨量がどのぐらいで大丈夫だという部分では、把握はできていないと思います。というのは、今回の建物につきましても、破損とかしているわけではなく、地中から水が湧き出ている部分、そういう面に可視できない部分での余裕も多々あって、その中で排水ピットの中でオーバーフローしていたという事実があるものですから、その辺については、今後も指定管理者の建物の管理の中で、常に点検を行っていただくような形を指導していきたいと思っております。

ただ、あの施設につきましては、宿泊を伴う施設でありますので、必ず夜勤者がいるものですから、それについては、今後もしっかり対応について指導したいと思っております。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(今川委員)

こちらの建物は、市の所有でありながら、指定管理者がいる物件になっておりますが、建物の修繕については当然設置者である市が対応するというのはわかるのですけれども、今回、非常用電源設備ということで、その改修の費用負担については、指定管理者とはどのように交渉されたのでしょうか。

(保健福祉課長)

当然、指定管理者とは、指定管理の協定書のもと、費用負担についてはそれぞれ協議しなければならない部分だと思っております。

現実に今回については、資産の価値を増加するものではないということと、天災による原因、これが一つのポイントではありますが、指定管理者と協議していく中で、水回りの部分、これについては指定管理者、電気設備、電気系統、これは自然災害、冠水によるもの、これについては市の負担でという形のものを今協議の中で進めているところであります。

(今川委員)

水回りは指定管理者で、今回は電気系統で、さらに天災による原因なので、こちらの負担という交渉であったということでしたが、天災による原因だと市の負担ということなののでしょうか。電気系統だと市の負担ということなののでしょうか。どちらが大きいのでしょうか。

(保健福祉課長)

原因が天災でなくても、それぞれ協議の上で決めるということになっています。ですから、負担割合の話し合いの中で、そういう一つの、電気系統についてはこちら、水回り等については希望の杜云々ということで、一つの方方向性を出しながら協議してきております。

(今川委員)

この基準については、今回の件だけではなくて、ほかの指定管理している建物にも及んでくることだと思いますので、こちら辺、きちんとしておかなければいけない問題だと思うのですよ。ほかの建物についても、その天災によるだとか、電気系統はという基準は今後も適用されていくのでしょうか。

(保健福祉課長)

ほかの建物については、それぞれ建物を指定管理している事業者と市のほうで、それぞれ指定管理の協定書を結んでいますので、それについては、その協定書に基づいていただくということになるかなと思っております。市と市立診療所の指定管理者、希望の杜との中で結んでいる協定書の中では、それぞれ協議しながらというところを明文化しておりますので、それに基づいて行っているところであります。

(大山委員長)

よろしいですか。

(今川委員)

よろしいです。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(本田委員)

確認したかったのですが、修繕をする電気設備なのですが、これはまだ総合病院だったころからある設備なのでしょうか。

(保健福祉課長)

確かに旧総合病院時代からあった設備も今回冠水しております。ただ、市立診療所並びに老人保健施設を運営する中で、その設備が果たして必要なのかどうか、そういうことを精査しながら、被害額を計上しております。

(本田委員)

すると、被害に遭う前の状態に戻すということではなく、今の形になったレベルの修繕をするということではよろしいのですね。わかりました。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(議長)

お疲れさまでございます。最後に 1 点、確認をちょっとさせていただきたいと思えますけれども、きょう常任委員会のほうでもいろいろと各委員のほうから確認事項が出ていますけれども、やはり今後、施設の使用も限られているといいましょうか、そういう状況の中で、ちょっと金額の大きな支出が伴うというところによるものだというふうにご理解いただきたいと思います。その上で、先ほど話が出ておりましたけれども、指定管理者の指定手続に関する条例の中で、第 8 条で協定の締結ということで、まず、施設の管理に関する協定を締結しなければならないと。その中で、市が支払うべき管理費用に関する事項ということの規定も協定の中に盛り込まなければならないというふうにしているのですが、それは先ほど答弁がありましたように、今回の非常用電気設備ということではあるのですが、これは建物と一体ということで、いわゆる市が協議に基づいて応分の負担をすべきという解釈なのかどうかということなのですが。

(保健福祉課長)

協定書の条文の中に、施設及び設備の改修、改造、修理等があります。ですから、当然ながら、今回施設と一体の設備として把握しながら、今回改修の部分を検討しております。

(議長)

その点については確認をさせていただきました。

それともう 1 点でございますが、先ほど、いわゆる火災保険というか、そういうお話が出ておりましたけれども、これの、いわゆる現場の査定といいたいでしょうか、それらも終了しているのかどうかということと、例えば、これで保険給付の対象になるといった場合は、当然のことながら、次回の計画変更などでまた財源の組み替えをするという、こういう今後の予定になるかどうかということなのですが。

(保健福祉課長)

今、保険の関係で査定等のお話、ご質問があったのですが、今、保険証書を確認して、保険会社のほうにその旨確認を急いでいるところでございます。

なお、その財源等については、財務課長のほうから。

(財務課長)

ただいま議長からご質問があった、もし保険等がおりました場合の財源の構成の部分でございますが、そういった場合で、もし仮に保険金がおりることになれば、次の段階の計画変更、それをまた国のほうに協議しながら、財源構成を変えていきたいというふうな形で考えております。

以上です。

(議長)

ありがとうございます。

それでは、次で最後にさせていただきますけれども、先ほど資料 1 に基づいて、これまでの経過についてご説明をいただいたところなのですが、それで、説明の状況からいいますと、電気設備関係の修繕概算見積もり、これが 9 月 13 日の火曜日に確認ができていたということだったと思いますので、となりますと、9 月の定例会期中ということで、このスケジュール感からいくと、会期延長してもその時期に計画変更、当然国や北海道さんとの協議もありますので、それができたかどうかというのはちょっとわかりませんが、13 日の時点で、いわゆる金額の状況が出てきていたところだったと思いますので、ここのあたりの情報共有については、結局、概算見積もりによって予備費では対応できない、計画変更が必要だという一連の流れになってくると思うのですね。ここについては、ぜひご留意いただきたいと思うのですが、その点について何かございますか。

(保健福祉課長)

今、議長のほうからご指摘があったとおり、今後については、それも十分留意しながら対応を進めていきたいと思っております。

(大山委員長)

よろしいですか。

(議長)

ありがとうございます。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、以上で本日の案件は終了いたしましたので、行政常任委員会を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 行政常任委員会

委 員 長